

別記様式(第4条関係)

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 番 号	奈良県公安委員会 第64-0226号
	自動車運転代行業者の 名称又は記号	代行金魚
	主たる営業所が所在する市町村	大和高田市
処 分 年 月 日	令和 8 年 6 月 25 日	
処 分 内 容	令和8年6月25日から令和8年7月24日までの30日間の営業停止命令	
処 分 理 由	法の指示処分により付された違反点数の累積が営業停止命令の基準に達したため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号	
処分を行った公安委員会	奈良県 公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する(例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。